キャリア形成プログラム適用同意状況について

１　概要

令和元年度に策定したキャリア形成プログラムについて、現在は大学入学時に適用同意書を取得しているが、平成26～平成30年度入学者に限り、経過措置として同意期限を臨床研修２年次までとしている。

同意を保留していた臨床研修医に対し、地域医療支援機構及び同大学分室が個別面談等により意向確認を行った。

２　適用同意状況

(1)　臨床研修２年次

		宮崎大学 地域枠	宮崎大学 地域特別枠	長崎大学 宮崎県枠	地域貢献枠 （修学資金貸与のみ）	計
対象者		５	１４	１	２	２２
	同意	２	１４	１	２	１９
	不同意	３	０	０	０	３

(2)　臨床研修１年次

		宮崎大学 地域枠	宮崎大学 地域特別枠	長崎大学 宮崎県枠	地域貢献枠 （修学資金貸与のみ）	計
対象者		１２	８	３	２	２５
	同意	１１	８	３	２	２４
	不同意	１※	０	０	０	１

※　現臨床研修１年次は令和元年入学者であるため、経過措置を適用せず、医学科６年次に意向確認を行ったが、当該医師１名は不同意の意向であったため、面談等の対応を継続してきた。当該医師は地域枠ではあるものの、医師修学資金の貸与を受けておらず、キャリア形成プログラムの適用が必須ではないことから、今回、不同意の意向を確定した。

（参考１）令和４年度以降入学者の適用同意状況

令和４年度以降は大学入学時に適用同意書を取得しており、全員から適用同意書を取得している。

（参考２）自治医科大学卒業医師の取扱い

自治医科大学卒業医師については、自治医科大学医学部修学資金の貸与契約締結及び自治医科大学医学部への入学をもって適用に同意したものとみなし、県職員への採用をもって適用の契約を締結したものとみなしており、令和２年４月以降に臨床研修を開始した者から適用を開始している。